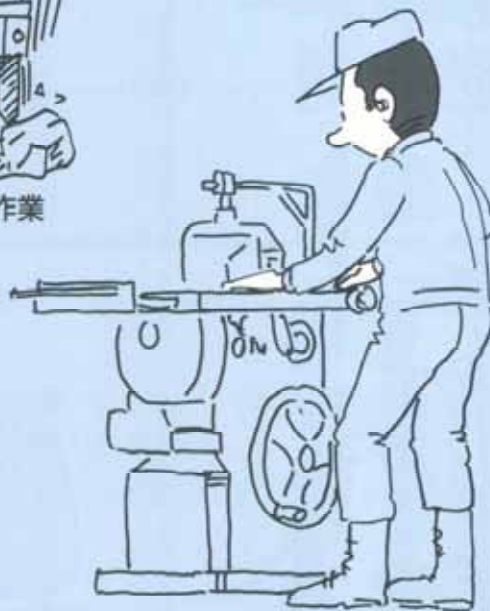


# 騒音障害防止 のための ガイドライン



車両系建設機械を用いた掘削作業



丸のこ盤を用いた切断作業



ハンマーを用いた金属打撃作業

騒音は、人に不快感を与えたり、会話や連絡、合図などを妨害して、安全作業の妨げになるだけでなく、騒音性難聴の原因となることから、その防止対策の推進はとても重要です。

労働省では各事業場において実施すべき騒音障害防止対策を体系化して、「騒音障害防止のためのガイドライン」(平成4年10月1日付け基発第546号)を策定し、騒音作業に従事する労働者の健康障害防止を推進しているところです。事業主のみなさんは、このガイドラインに基づき騒音レベルの低減化に努めてください。

別表1 安衛則第588条に規定する8屋内作業場

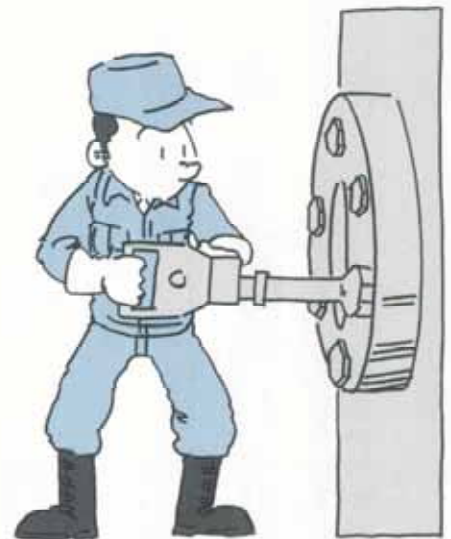
別表2 別表1以外の作業場で、騒音レベルが高い52作業場

別表1（10ページ参照）は労働安全衛生規則に基づき6月以内ごとに1回、定期に等価騒音レベルを測定することが義務付けられている屋内作業場です。

別表2（10ページ参照）は各種の測定結果から等価騒音レベルで85dB(A)以上になる可能性が大きい作業場です。



携帯用研削盤での作業



インパクトレンチによる作業



コンクリートブレイカーによる作業



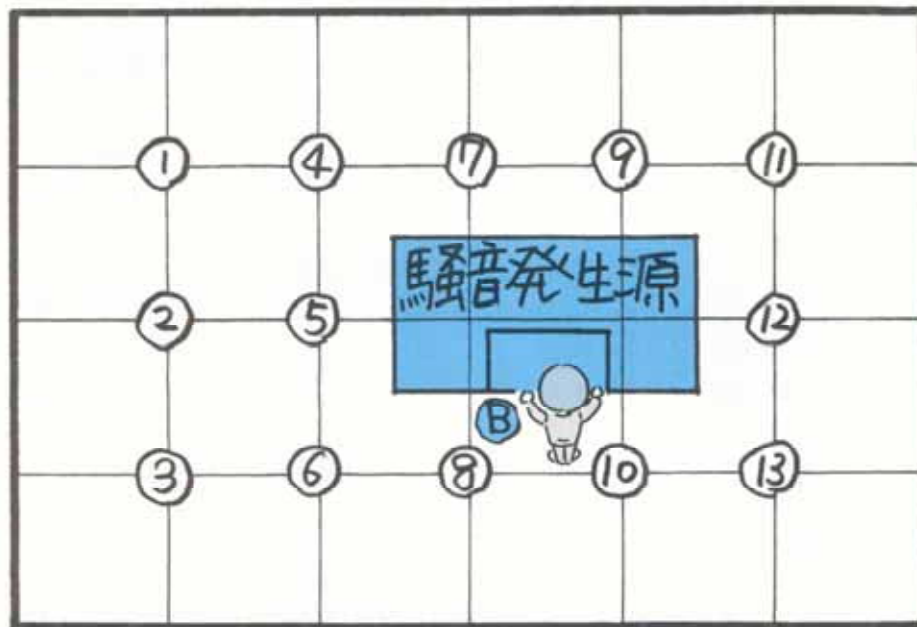
動力プレス作業

別表1及び別表2に掲げる屋内作業場については作業環境測定を行ってください。

作業環境測定基準(昭和51年労働省告示第46号)に基づく等価騒音レベル測定(A測定及びB測定)を6月以内ごとに1回(ただし施設、設備、作業工程または作業方法を変更した場合はその都度)1測定点について10分間行ってください。

#### 等価騒音レベルとは

作業場内の騒音は時間とともに激しく変化しているのが普通です。騒音の大きさの瞬間値を測るのではなく、変動している騒音レベルを一定時間測定し、その平均値として表した値です。



①数字：A測定点      ②B：B測定点      ③作業者

**A測定**……作業場を縦、横6m以下の等間隔で引いた交点を測定点とし、床上1.2mから1.5mの間で測定します。

**B測定**……発生源に近接する場合において作業が行われる場合、その位置において行います。



事業者は単位作業場ごとに次の表により、作業環境測定結果の評価を行ってください。

作業環境測定結果の評価はA測定結果及びB測定結果（ただしB測定は実施した場合に限ります）により行い、

**第Ⅰ管理区分**……いずれも85dB(A)未満の場合

**第Ⅱ管理区分**……いずれかが85dB(A)以上でいずれも90dB(A)未満の場合

**第Ⅲ管理区分**……いずれかが90dB(A)以上の場合

の3つの区分に評価します。

		B 測定		
		85dB(A)未満	85dB(A)以上 90dB(A)未満	90dB(A)以上
A測定 平均値	85dB(A)未満	第Ⅰ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
	85dB(A)以上 90dB(A)未満	第Ⅱ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
	90dB(A)以上	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分

備考1 「A測定平均値」は、測定値を算術平均して求めます。

2 「A測定平均値」の算定には、80dB(A)未満の測定値は含めません。

3 A測定値のみを実施した場合は、表中のB測定の欄は85dB(A)未満の欄を用いて評価を行います。

作業環境測定を行ったときは、測定結果、評価結果などを記録して3年間保存してください。

なお、第Ⅱ管理区分または第Ⅲ管理区分に区分された場所における測定結果、評価結果などの記録は5年間保存することが望ましいです。